

浜松市産業用ボイラー等エネルギー転換支援事業

R8年度
(事業者向け)

市内の中小企業等に対して、重油・灯油などの化石燃料由来の液体燃料から、電気・ガス・バイオマスへエネルギー転換する際の設備導入費等を支援します。本事業により、中小企業等の燃料価格や供給などへの不安と負担を軽減するとともに、温室効果ガスの排出量を削減します。

事業概要

対象事業・補助内容

対象設備	補助率・補助額
<ul style="list-style-type: none">産業用ボイラー（蒸気ボイラー、温水ボイラー等）給湯設備（給湯器、ボイラー等）空調設備（吸収式冷温水機、エアコンディショナー等）乾燥炉等	補助対象経費に1/2を乗じて得た額以内 (補助額上限：1,000万円、下限：100万円)

<対象設備の例>



蒸気ボイラー



木質ペレットボイラー



業務用ガス給湯器



業務用エアコンディショナー

<補助対象要件>

- 既存設備からの更新導入であること
- 既存設備は重油や灯油などの化石燃料由来の液体燃料を使用する設備であり、更新導入する設備は電気やガス、バイオマスを使用する設備であること(ガス設備の電化は対象外)
- 対象設備は商用化され導入実績がある新品未使用のものであること(中古設備は対象外)
- 補助対象経費が200万円以上(補助額は100万円以上)であること
- 自己所有による導入であること(リース等での導入は対象外)
- 設備の発注・契約日及び設置工事完了日が、交付決定後から令和9年1月31日であること
- 事業用途であること(家庭生活の用途は不可)
- 国または他の地方公共団体からの補助金の交付を受けないこと(原則併用不可)

補助事業者

市内に所在する事業所・施設等に対象設備を導入する者であること

- (1) 中小企業等経営強化法による中小企業及び個人事業主
- (2) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- (3) 特定非営利活動法人
- (4) 医療法人
- (5) 社会福祉法人
- (6) 私立学校法に定める学校法人

※ その他の要件については、要綱と手引きをご確認ください

補助対象経費

- (1) 設備費
 - (2) 工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)
- ※ 補助対象経費で計上できるものは、対象設備の導入に直接必要な設備装置等の購入や設置に係る工事等に関する費用です。
(既設の撤去費及び処分費を含む)

事業スケジュール

申請者
(事業者)

浜松市

①補助金交付申請

申請期間：令和8年6月25日(木) ~ 令和8年11月30日(月)

②補助金交付決定通知(申請書受理から概ね1カ月)

③事業実施期間

交付決定前に補助対象事業に係る発注・契約等を実施した場合は補助金の対象になりません。また、設置工事完了日は令和9年1月31日までとなります。

④補助金実績報告

「事業完了日から30日以内」又は「令和9年2月15日(月)まで」

⑤補助金交付確定通知

⑥補助金の請求

⑦補助金の支払い(請求後から令和9年3月末まで)

<留意事項>

- ・ **予算(6,250万円)の範囲内で先着順により受付**します。
- ・ 脱炭素経営に積極的に取り組む事業者として、浜松地域脱炭素経営支援コンソーシアム参画機関に第1号様式記載の情報を提供すること及び参画機関からの脱炭素の取り組みに関する調査等への協力することに同意をいただきます。

☆エネルギー転換することで温室効果ガスが削減できます！

<エネルギー源による一般的な温室効果ガス排出量の比較>

化石由来液体燃料
(重油、灯油など)

ガス
(都市ガス、LPガスなど)

電気
バイオマス

(例) A重油、灯油

都市ガス：25~28%削減 ※熱量ベース換算
(LPガス：12~16%削減)

その他、手続きの詳細については、浜松市ホームページをご確認ください。

「浜松市公式WEBサイト」⇒「創業・産業・ビジネス」

⇒「カーボンニュートラル」⇒「浜松市のカーボンニュートラル政策」

⇒「浜松市産業用ボイラー等エネルギー転換支援事業について」

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shin-ene/boiler_sub/boiler.html



【問合せ先】

浜松市産業部カーボンニュートラル推進課(浜松市役所本館6階)

〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

TEL : 053-457-2502 E-mail : ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp